

子高第1204号
令和5年11月20日

令和5年度介護支援専門員実務研修受講者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

令和5年度介護支援専門員実務研修にかかる実習の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和2年3月6日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課事務連絡にて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」及び、令和2年8月13日付厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)」が通知されているところです。

県では、同通知に基づき、令和5年度介護支援専門員実務研修(以下「本研修」という。)の実習についても、前年度同様、感染防止という観点から下記のとおり実施することとし、事業所における実習については、例外的に「免除」としますので通知致します。

記

1 実習免除に伴う代替的な対応について

- (1) 本研修受講者については、講義により、利用者宅訪問時の心構え、基本的な所作等を習得し、講義・演習において一連のケアマネジメントプロセスを習得することとする。その他、再確認及び定着を図るため、修了テストを実施する。
- (2) 前期の研修講義により習得したケアマネジメントのスキルを向上させるため、あらかじめ研修実施主体が用意した共通事例に対して、アセスメント及び居宅サービス計画原案を模擬作成し提出。提出された各書類を本研修の講師等が点検し、必要な助言を行う。
- (3) 本研修修了者については実習の機会がないことから、希望する者について、次年度(令和6年度に限る)において実施される実習に参加することができるものとする。但し、新型コロナウイルスの感染状況によっては、実施しない場合もある。

2 従事する事業所におけるOJT等機会(3日(24時間)以上)の確保について

本研修修了者については、質の担保の観点から、資格取得後、介護支援専門員として従事する事業所において、従事開始に伴い、居宅訪問への同行などを通じたOJT等を3日(24時間)以上実施すること。

なお、OJTに関する実施状況の確認は行わないが、事業所においては、複数の事例を通して、多様な要介護高齢者の生活に対応した一連のケアマネジメントプロセスを経験させる

ほか、実践にあたっての留意点や介護支援専門員として働くための心構えなどが習得できるよう努めること。

また、指導を担当する者については、ケアマネジメントの実務経験が豊富であり、かつ受講者に対して、ケアマネジメントの実践をわかりやすく説明し、受講者一人ひとりの実践上の課題に応じた指導を行うことができる者を選定すること。

3 その他留意事項

- (1) 本通知における臨時の取扱いについては、本研修受講者に限るものとする。
- (2) 「特定事業所加算」に関することについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)」(令和2年8月13日付厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡)を参照し、問い合わせについては、所管の市町村担当課へ連絡すること。